

西原町地域公共交通協議会の設立について

これまで西原町においては、町の附属機関として道路運送法に基づく「西原町地域公共交通会議」を設置していましたが、既存の地域公共交通課題の解消や新たな公共交通施策の検討に取り組むため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく「西原町地域公共交通協議会」として、町の附属機関から独立した任意団体に移行したいと考えています。

一方、移行後も道路運送法に基づく各種手続きや協議事項等にも対応できるよう、1つの会議体に両者の機能を併せ持つ「二法協議会」として設立します。

1. 設立の背景（本町の公共交通の現状）

本町においては、これまでも公共交通空白地域の解消に向け、平成20年9月～11月29日（90日間）に「西原町乗合タクシー・バス運行実証事業」に取り組んできましたが、“事業の採算性”から本格運行を断念した経緯があり、その後も厳しい財政状況が続く中での公共交通施策の検討がなかなか進まない状況がありました。

一方、近年の高齢者ドライバーの事故増加や免許返納後の移動手段確保が全国的にも課題となっており、本町についてもまちづくりに関する各種アンケート調査結果等において、公共交通施策に関する住民ニーズが高まっています。また、新たな国道・県道・町道の整備や沖縄都市モノレールてだこ浦西駅の開業、さらにマリントウン地区に建設が予定されている大型MICE施設など、本町をとりまく環境が変容しており、まちづくりにおける公共交通の役割が重要となっています。

そのことから、本協議会を立ち上げ、関係者の合意形成を図りながら地域公共交通計画を策定するとともに、本町の実情に応じた公共交通施策の検討を推進します。

2. 任意団体へ移行する理由

地域公共交通計画の策定費用や事業実施にかかる費用については、現在、国の補助金の対象となっていますが、補助金は活性化再生法に基づく法定協議会のみが交付対象事業者となっているため、町に直接交付がされません。そのため、補助金の受入れに法定協議会名義の口座が必要となりますが、町の附属機関であった場合は財務会計行為が行えないため、附属機関から独立が必要となっています。

3. 規約・規程の制定

附属機関から独立するため、現在、町例規に定められている「西原町地域公共交通会議設置要綱」を廃止し、新たに「西原町地域公共交通協議会規約」を制定します。また、補助金の受領及び予算を取り扱うこととなるため、当協議会名義の口座を開設するとともに、財務規程等の各種規程を整備します。

4. 協議会の開催について

第1回協議会（今回）については、書面会議形式により開催し、規約・規程の制定及び副会長・監査委員指名の承認についての協議を行い、第2回協議会（令和7年4月予定）にて、予算案及び補助金申請内容の説明、計画策定に向けたスケジュールの確認等を予定しています。また、協議会は年3回程度の開催を予定しています。

参考1) 地域公共交通会議と法定協議会の違い

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域活性化再生法
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議 ・ 地域の交通計画を作成（任意） 	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
構成員	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者	市町村、県、運輸局、交通事業者、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者
参加応諾義務	なし	あり
協議結果	法律上規定なし	参加者の尊重義務あり
事業実施	行えない	行える

参考2) 各構成員の主な役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体としての方針を提示 ・ 地域活性化やまちづくりの主体的立場からの発言
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通やそれに関連する分野の有識者としてのアドバイス
運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の公共交通のあり方について助言
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の境界を越えた広域的な視点での助言 ・ 都道府県地域公共交通計画との整合確認
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通運行の当事者としての助言 ・ 民間のノウハウを生かした企画提案
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理上の観点からの助言
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通保安上の観点からの助言
住民代表 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から感じている公共交通を利用する上での課題等を共有 ・ 地域の視点から公共交通に関する必要な取組を提案 ・ 各団体の視点から公共交通に関する必要な取組を提案